

家庭用マッサージ器及び指圧代用器 Massage appliances and digital compressor for home use				家庭用電気治療器 Electric therapy apparatus for home use				家庭用永久磁石磁気治療器 Magnetic induction therapy using permanent magnet for home use			
					2.	出力電圧測定時の測定系のインピーダンスは、機器に内蔵されている出力電流制限部品の影響を無視できる程度の値でなければならない。 機器に内蔵されている出力電流制限部品による影響を無視できない場合は、出力電流制限部品のインピーダンスと測定系のインピーダンスとによる電圧比の補正を行う。	無限大の負荷インピーダンスが理想条件である。				
					2)	出力電圧の精度は、定格出力電圧の±30%を超えてはならない。 適否は、出力電圧測定によって判定する。	承認されているものの実績調査により設定した。 承認番号： 20900BZZ00824/ 15300BZZ00973/16 300BZZ02073				
6.	構造	構造は、JIS C 9335-2-32の22.(構造)によるほか、次による。なお、試験に関する一般条件はJIS C 9335-2-32の4.(試験に関する一般条件)による。	申請の手引き 4.25.1:全般的注意事項 (1)家庭用電気治療器の必要要件 ①JIS C9335-1：一般的要求事項を満足すること。 自主基準 4-7 傷、変形、仕上不良等によって、手指を傷つける恐れがないこと。JIS C 9335-1の 22.構造(22.14項)で規定。 自主基準7-1-1～11はJIS C 9335-2-32で規定	6.	構造	構造は、JIS C 9335-2-209の22.(構造)によるほか、次による。ただし、試験に関する一般条件は、JIS C 9335-2-209の4.(試験に関する一般条件)による。	治療器としての構造要件を以下に規定する。	4.	構造	構造は、次による。	自主基準 4.外観構造